

○山口市山口児童館設置及び管理条例施行規則

平成17年10月1日

規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市山口児童館設置及び管理条例(平成17年山口市条例第98号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(利用許可の申請)

第3条 条例第9条第1項の規定により児童館の利用許可を受けようとする者は、児童館利用許可(変更)申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の納付時期)

第4条 利用者は、条例第13条ただし書に規定する場合を除き、利用の許可を受けたときに利用料金を納付するものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第5条 条例第14条の規定により、利用料金を免除することができる場合は、市が主催して行う行事において、児童館の目的を達成するため、又は公益性があるものとして利用すると認められるときとする。

2 前項に掲げるもののほか、公益上その他市長が特に必要であると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

(利用料金の還付)

第6条 条例第15条ただし書の規定により既納の利用料金を還付することができる場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 児童館の管理上の都合により、利用許可を取り消したとき。

(2) 児童館が災害その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。

(3) 市長が、災害対策等公益上特に必要であるとして児童館を利用することにより、利用できなくなったとき。

2 前項により還付する額は、全額とする。

(遵守事項)

第7条 利用者又は児童館に入館しようとする者若しくは入館した者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けずに児童館内での物品の販売、宣伝その他の営利行為をしないこと。

(2) 児童館内で飲酒し、又は所定の場所以外で火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。

(3) 許可を受けずに児童館内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

(4) 許可を受けた設備以外のものを利用しないこと。

(5) 許可を受けないで附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。

(6) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。

(7) 児童館内を不潔にしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示を遵守すること。

2 指定管理者は、前項の規定に違反する者又は違反することが明らかな者に対して、遵守事項を守るよう指導しなければならない。

3 指定管理者は、前項による指導に従わない者に対しては、児童館への入館を拒絶し、又は退去を命ずるものとする。

(損傷及び滅失の届出)

第8条 利用者は、児童館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、指定管理者に届け出て指示を受けなければならない。

(利用の終了)

第9条 利用者は、児童館の利用を終えたときは、直ちに指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、児童館の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第9号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

児童館利用許可(変更)申請書
(児童・保護者用)

氏 名	幼(保)・小・中・高・大人 [学校 年生]	許 可
電話番号	住 所	不許可
氏 名	幼(保)・小・中・高・大人 [学校 年生]	許 可
電話番号	住 所	不許可
氏 名	幼(保)・小・中・高・大人 [学校 年生]	許 可
電話番号	住 所	不許可
氏 名	幼(保)・小・中・高・大人 [学校 年生]	許 可
電話番号	住 所	不許可
氏 名	幼(保)・小・中・高・大人 [学校 年生]	許 可
電話番号	住 所	不許可
氏 名	幼(保)・小・中・高・大人 [学校 年生]	許 可
電話番号	住 所	不許可

児童館利用許可(変更)申請書
(専用利用)

年 月 日

(宛先)山口市山口児童館指定管理者

団体の所在地
団 体 名
代表者の氏名
(電 話)

次のとおり山口市山口児童館を利用したいので、許可くださよう申請します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
利 用 施 設 の 名 称	図 書 室
利 用 人 員 予 定	人

利用料金	施 設	冷 暖 房	計	減免額	合 計
許可条件 1 山口市山口児童館設置及び管理条例、同施行規則を守ること。 2 利用を中止する場合は、速やかに届けること。					

上記のとおり利用することを許可します。

年 月 日

山口市山口児童館指定管理者

